

## 島田市光ファイバ網整備事業に係る企画提案の募集要領

### 1. 事業目的

現在、島田市千葉地区では、ADSL方式によるブロードバンドサービスが提供されている。その一方で、千葉地区を除くその他の地域では、FTTH方式によるブロードバンドサービスが提供されており、千葉地区とその他の地域では通信速度等に格差が生じている。

令和2年度に実施する島田市光ファイバ網整備事業（以下「本事業」という。）は、これらの情報通信格差を解消するため、千葉地区に光ファイバ網を整備し、FTTH方式によるブロードバンドサービスを提供できる環境を実現させるとともに、各家庭等にWi-Fiを普及させることを目的とする。

なお、本募集要領は、令和2年度総務省高度無線環境整備推進事業を活用し、島田市の補助を受け、民設民営で整備する電気通信事業者を下記事項に基づき、公募型プロポーザル方式により選定し、整備を実施させるためのものである。

### 2. 事業期間

事業期間は、補助金交付決定の日から令和3年2月28日までとし、令和3年2月28日から光ファイバによるサービス提供を開始できること。

### 3. 参加者の資格

電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第9条に規定する総務大臣の登録を受けている民間通信事業者。

### 4. 対象地域

千葉地区（別図「光ファイバ網整備対象地区（赤線内）」を参照すること。）

### 5. 補助対象および補助金額、補助率等

（1）補助対象経費及び補助対象施設は、島田市光ファイバ網整備事業費補助金交付要綱の別表に掲げるとおりとする。

（2）補助金の上限額は、4,800千円とする。

（3）補助率は、補助対象経費の3分の1（千円未満切捨て）とする。

### 6. 提案の募集について

別紙「島田市光ファイバ網整備事業仕様書」に従い、「企画提案書様式」に記載し、別途資料等を添えて応募すること。なお、提出された提案については返却しない。

### 7. 参加費用

提案にあたっての一切の費用は、提案者の負担とする。

### 8. 応募先、応募方法、提出部数

（1）応募先

島田市役所 デジタルトランスフォーメーション推進課情報政策担当

住所：〒427-8501 島田市中央町1番の1

電話：0547-36-7133 FAX：0547-37-8200

電子メール：[jouhou@city.shimada.lg.jp](mailto:jouhou@city.shimada.lg.jp)

(2) 応募方法

応募書類を(1)の応募先へ持参又は郵送で提出すること。

※郵送の場合は配送されたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出部数

7部(押印した正本1部、副本6部)及び電子ファイルを格納したDVD-R等1枚

9. 応募期間

令和2年9月8日(火)午後3時までとする。

10. 質問の受付

令和2年9月4日(金)午後5時までに、デジタルトランスフォーメーション推進課情報政策担当宛の書面(またはE-mail)により提出すること。回答は書面(またはE-mail)で行う。なお、各者に共通に提供すべき情報が新たに発生した場合には、公募参加者へ書面(またはE-mail)で通知する。

11. プレゼンテーション

選定委員に対する提案説明(30分程度)及び選定委員から質疑応答(15分程度)のためのプレゼンテーションを行う。

① 実施予定日 令和2年9月15日(火)

② 会場 島田市役所内

③ その他

- ・説明に必要な機材は、提案者で用意すること。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ・日時や会場等の詳細については、後日通知する。
- ・出席者は、5名以内。プレゼンテーションを実施する際の責任者は必ず出席すること。

12. 無効又は失格

本プロポーザルの提案者もしくは、提出された提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効又は失格とすることがある。

① 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

② 提案書等の提出期限後に提案書等の内容の訂正を行ったもの。

③ プレゼンテーションを無断で欠席したのもの。

④ 虚偽の内容が記載されているもの。

⑤ 補助金限度額を超える提案があったもの。

⑥ その他、審査を行うに当たって不相当と認められたもの。

### 13. 審査方法及び結果通知

#### (1) 審査方法

島田市職員6名で構成された島田市光ファイバ網整備事業審査委員会（以下、審査委員会という。）を設置し、審査委員会において各委員が次の審査基準に沿ってそれぞれ審査した評点の平均点が最も高い提案者を本事業の事業者として選定する。

#### (2) 審査基準

要領別表1の基準により1人200点満点で審査し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。ただし、平均得点率が8割（160点）以上であること最低条件とする。

### 14. 審査結果の通知

審査の結果は、決定後に市のホームページで公表するとともに提案者に書面により通知する。

### 15. その他

(1) 提出された提案書は、当該審査以外の目的では無断で使用しない。

(2) 本事業において整備した通信設備については、「当該地区へのブロードバンドサービスを維持するために必要な機器の更改、故障資産の修理処分等」「他通信事業者への貸出し」等、通信事業者のサービス提供条件と同様に実施しても構わない。

(3) 本事業は、令和2年度実施事業であることから、事業期間に注意すること。

(要領別表1) 提案書評価点の審査基準の概要

審査項目		審査基準	配点
<b>I. 提案者の概要</b>			
1. 提案者の特徴	提案者の組織、事業内容、体制等	提案者の組織、事業内容、事業を実施する体制などに問題が無いか。 また、電気通信事業法第9条に規定する登録について記載されているか。	5
2. 提案者の実績	財務状況	資本金に対し借入金等は適正か、また経常利益率に問題がないか。	5
	信頼性	本業務と同等以上のサービス実施実績があるか。	5
3. 提案者の資格	個人情報保護	個人情報保護、情報セキュリティに関し積極的に取り組みを実施しているか。(資格例：プライバシーマーク、ISMS等)	5
	IT関連資格取得者数	公的資格(技術士【電気電子 or 情報工学】、情報処理技術者(ネットワークスペシャリスト等)、情報処理安全確保支援士、電気通信主任技術者等の取得者数が確保されているか。	5
<b>II. 提案の概要</b>			
1. 提案の特徴	基本要件を踏まえた提案の特徴について(ブロードバンド)	仕様書に記載されている通信速度のブロードバンドサービスが提供できるか。	15
		エリア図が記載されており、サービス提供可能な範囲が明確に示されているか。	5
		具体的なルート図が明示され、地形等によりサービス提供に問題がないか。	5
		未整備地区、未整備世帯を全てカバーできるか。	15
	付加価値について(IP電話)	バックボーン回線について十分な容量が確保されているか。	5
		IP電話サービスが用意されているか。 従前の固定電話等と比べ、利用料金等のメリットがあるか。	5 3
	付加価値について(放送)	地上波デジタル放送への対応はされているか。	5
		その他オプションメニュー項目が用意されているか。	3
	付加価値について(その他)	インターネットメールサービスが利用できるか。	3
		ウイルスチェックサービスが利用できるか。	3
		設定等のサポートサービスが利用できるか。	5
		フィルタリングサービスが利用できるか。	3
	プロバイダについて	ホームページエリアが用意されているか。	3
		利用するプロバイダを多数のプロバイダの中から選択できるか。	5
サービスグレードについて	整備地区において均一の通信サービスが提供されるか。	3	
	センター施設から加入者宅への引込線の直前にある分岐装置までの施設等、補助対象施設の範囲を逸脱したものが対象施設に含まれていないか。	3	
2. 補助事業としての適性	単年度で事業を完了しサービス提供できる事業量であるか。	3	
	投資経費に対して、無理の無い加入見込者数、利用料金により運営見通しがされているか。	3	
<b>III. 運用保守</b>			
1. 運用業務	運用体制について	運用保守体制を図などを用いて、具体的に示しているか。	10
		ネットワークの運用状態を監視することが可能か。	5
		仕様書に記載されている受付体制をとることが可能か。	5
		災害時の運用、復旧体制等について、BCPが策定され、対応できる体制が整っているか。	5
2. 保守業務	保守体制について	志太榛原地区内に保守拠点があり、迅速な保守対応が可能か。	5
		仕様書に記載されている故障受付体制をとることが可能か。	5
<b>IV. 費用</b>			
1. 整備費用	見積書、内訳書	補助を希望する額が予算の範囲内か。	10
		補助対象内外の費用が明確に区分けされ、内訳も妥当なものであるか。	5
2. サービス料金	通信サービス利用料金	他の整備済み地区と同一料金または以下の料金であるか。	5
		整備地区内の利用料金は均一か。	5
<b>V. その他</b>			
1. 光ファイバの活用と今後の見直し等について		光ファイバを活用した取り組みについて具体的に示されているか。	5
		加入者増対策に係る提案があるか。	5
		整備地区にて行う加入説明会で説明を行い、地元要望等の説明会にも個別対応できるか。	5
2. 島田市への貢献度について		既に市内に接続方式を問わずインターネット接続サービスが提供されているか。	5
合計			200